



チェック6 e-Gov電子申請用プログラムの確認

最後に、「チェック6 e-Gov電子申請用プログラムの確認」を表示します。無料の電子申請用プログラムをインストールしてください。

□ チェック6 e-Gov電子申請用プログラム

□ e-Gov電子申請用プログラムをインストールしている

詳細情報を閉じる

FAQ e-Gov電子申請用プログラムのインストールについて

ここをクリック！

電子政府の総合窓口
e-Gov

法令検索 電子申請 行政手続案内検索 パブリックコメント FAQ よくあるご質問

ホーム > e-Govヘルプ > e-Gov電子申請システムご利用ガイド > e-Gov電子申請システムご利用の流れ > e-Gov電子申請システムの利用準備をする > 電子申請用プログラムのインストール方法について

e-Gov電子申請システムの利用準備をする

○ 利用環境の確認・準備
○ Javaを準備する
○ 垂子証明書の取得
○ 電子申請用プログラムのインストール方法について

電子申請用プログラムのインストール方法について

e-Gov電子申請システムから電子申請を行際には、電子申請用プログラムのインストールが必要となります。
ここでは、電子申請用プログラムのインストールの流れをご案内します。

電子申請用プログラムインストールの流れ

ステップ1 條約を確認する → ステップ2 メールアドレスを登録する (任意) → ステップ3 ダウンロード・インストール

■ ステップ1 條約を確認する

電子申請用プログラムのインストールにあたり、規約に同意していただきます。遷移先ページに記載された利用規約をご確認のうえ、[同意する]ボタンをクリックします。

利用規約

ご了承前に、必ずお読みください。

この電子政府の総合窓口(e-Gov)電子申請システム(以下「本システム」といいます。)を利用していく、申請・届出等手続を行う場合には、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、下記利用規約に同意したものとみなされます。

(目的) 第1条 本利用規約で使用する用語の意味は、次のとおりです。

第2条 「電子政府の総合窓口(e-Gov)電子申請システム(以下「本システム」といいます。)」を利用していく、申請・届出等手続及び登録手続を行う際に必要な手数料金の支払いなどを、インターネットを通じて実施して決済に応用する情報システムをいいます。

「システム利用者」とは、本システムを利用して申請・届出等手続及び登録手続を行う際に必要な手数料金の支払いを行った者をいいます。

「登録登場者」とは、システム利用者が本システムを利用して行った申請・届出等手続を特定するため、本システムが登録登場者として登録した者をいいます。

同意しない 同意する

詳しく述べるは、上記の「電子申請用プログラムのインストール方法について」画面を参照してください。
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>